

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領（昭和49年7月26日49構改D第625号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(適用)</p> <p>第1 農地・農業用施設災害復旧事業の査定事務については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）「同法施行令」（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）「同法施行規則」（昭和25年農林省令第94号）「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」（昭和43年農林省告示第1487号。）「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」（昭和40年8月10日付け40農地D第1130号。以下「要綱」という。）等により、行っているところであるが、別に定める工事内容については、原則として、第2に定める総合単価により、計画概要書を作成するものとする。</p> <p>(総合単価) 第2 (略)</p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>(適用)</p> <p>第1 農地・農業用施設災害復旧事業の査定事務については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）「同法施行令」（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）「同法施行規則」（昭和25年農林省令第94号）「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」（昭和43年農林省告示第1487号。）「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」（昭和40年8月10日付け40農地D第1130号。以下「要綱」という。）等により、行っているところであるが、申請額が500万円に満たない箇所で、別に定める工事内容については、原則として、第2に定める総合単価により、計画概要書を作成するものとする。</p> <p>(総合単価) 第2 (略)</p> <p>(適用時期)</p> <p><u>第3 この要領は、平成5年7月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業に適用するものとする。ただし、平成5年6月30日以前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお、従前の例による。</u></p>

附則

この通知は、平成29年2月1日から施行し、平成29年1月1日以後に発生した災害について適用する。